

# 障がい者差別解消支援専門部会について

## ■根拠法

障害者差別解消法第17条

国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、「障がい者差別解消支援地域協議会」を組織できるとしている。

## ■専門部会で取扱う事項

次の各号に掲げる事項について、関係機関等との情報共有を図り、意見交換及び連絡調整等を行う場とする。

- (1) 複数の関係機関等によって防止又は解決を図るべき紛争事例
- (2) 関係機関等が対応した相談事例
- (3) 障がい者差別に関する相談体制
- (4) 障がい者差別の解消に資する取組
- (5) 障がい特性の理解に資する研修及び啓発

前項各号に掲げるもののほか、専門部会の目的を達成するために必要な事項

# 令和7年度障がい者差別解消支援専門部会の取組

令和8年1月29日

令和7年度第1回吹田市障がい者差別解消支援専門部会を実施

○春貴会長より挨拶 部会の役割と進め方について

○委員

- ・当事者委員を5人から10人へ増員（肢体・視覚・聴覚・知的・精神）

○内容

- ・弁護士による講演  
障害者差別解消法のポイント～合理的配慮を中心に～  
義務化されたが、対話が大切
- ・グループワーク（5つのグループに当事者委員2名と委員2～3名）  
当事者委員との対話を通じて、差別解消や合理的配慮に対する問題意識等の共有を行い理解を深め合った



# 令和7年度障がい者差別解消支援専門部会の取組

## ○グループワークでの意見（抜粋）

◎お互いの特性を理解し合い、どんな配慮が必要なのかを話していけるような関係が作れば良いと感じた。  
（見えない障がいへの理解が遅れている：防音イヤーマフ・聴覚障がい・軽度知的障がいなど）

◎本来便利になるものが、当事者にとっては不便になってしまうことがあり、自分たちの存在が見えていないのかなと、悲しい気持ちになる。

◎インクルーシブ教育が進み、校区で学ぶ子ども達が増えているが、ハード面で追いつかない。

◎特性を理解し合う専門部会が声を何度も上げることが解消につながっていくのではないか。  
（多目的トイレ・車いすトイレ・段差の解消・手話通訳など）

◎「自立支援」の視点とピアサポーターの存在がとても大事。支援者が、当事者に「ありがとう」と言う立場で考えていければエンパワメントしていける。

◎公共交通機関のダイヤが乱れたときの情報提供の在り方など、市民の方に障がい者理解が広まり進んでいけばいいなと感じた。

## ○アンケートにおける意見（抜粋）

◎会長・副会長・当事者委員を中心とした会議運営はとても良かった。

◎今回のグループワークで当事者の実体験に基づいた話を聞くことはとても有意義であった。

◎今回の話をきっかけに普段の生活の中で、この人であればどうかな、と考えて意識できる。

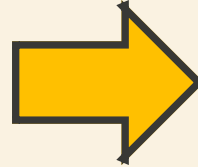
◎小学校での車いす体験・視覚障がい者体験・聞こえない体験をやっている。この体験の積み重ねが次世代に引き継がれば良いと思う。  
小学校での手話講座により少し、コミュニケーションを取れた。

◎「災害時ハンドブック」の作成で普及活動を行っているが、「ヘルプマーク」と合わせて自分たちの障がいのことが相手に伝わるようになれば。

# 次年度の取組に向けて

## 現状

- 当事者や委員を主体とした会議運営の実施
- 専門部会で議論している内容や取り組み自体が地域に還元できていない
- 委員同士が対話したことにより相互理解が進められた



## 次年度以降の検討事項

- 会長・副会長・当事者委員を中心とした会議運営の継続
- 専門部会の議論を地域・各部署に還元する方法の検討
- 差別解消支援を行うための体制の検討
- 障がいや障がい者への理解・対話の促進に関する啓発についての検討